

令和7年度第2回狭山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和7年8月25日（月）
午後1時30分から午後2時40分まで
開催場所 中央公民館 第1ホール
出席者 品田委員、田中委員、吉川委員、福田委員、松本委員、
関屋委員、釣委員、奥野委員、後藤委員、八瀬邊委員、
高柳委員、関口委員、高橋委員、中野委員
欠席者 遠藤委員、宮川委員、黒米委員、田村委員
事務局 大谷健康推進部長、堀口健康推進部次長、山岸保険年金課長
山本主幹、山口主査、羽田主査、小澤主事
傍聴者 0名

【議 事】

会 長 会議録の署名委員については、1号委員の福田委員と3号委員
の高柳委員にお願いしたいと思います。

《議 題》

(1) 狭山市国民健康保険税の税率等の改定について

議 長 (1) 狭山市国民健康保険税の税率等の改定については、8月
4日付けで市長から当協議会に諮問がなされました。このこと
について、改めて事務局から説明をお願いします。

—— 会議資料に基づき説明を行う。 ——

事務局 事前にいただいた質問がございますので回答いたします。

—— 質問に対し回答を行う。 ——

会 長 説明が終わりましたので、ただいまの質問に対する回答につ
きまして、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

委員 今後は県の税率に従うため令和9年度も保険税率を上げなくてはならない状況にあると思いますが、令和9年度の標準保険税率を用いた試算額は約7億9,500万円、今回の試算は5億6,900万円であり、差額はちょうど令和6年度改定分の2億2,600万円に相当します。やはり9年度においては同程度の上昇をしなければならないものと感じております。

事務局 今回の改定総額の5億6,900万円の上げ幅は、まず法定外繰入4億3,000万円を解消しなければなりませんので、これを基本としたものとなっております。

さらに、県の試算では医療費は上がっていく見込みであり、それを踏まえると、毎年同程度の改定が求められると見込んでおります。

委員 質問ではないのですが、被用者保険の保険者からの支援について再確認いただければと思います。

被保険者数構成において65歳以上の方が突出していますが、この前期高齢者に対して、被用者保険の保険者より社会保険診療報酬支払基金を通じて県へ1,790億円が交付されています。令和6年度の県国民健康保険事業特別会計は約5,880億円ですから、約3割にあたる部分を財政調整という形で相応の負担を行っています。

委員 4人世帯で、給与収入400万円の方の税額が61万2千円というのは、感覚として負担が重過ぎではないかと感じます。これからも税額が上がっていく状況にあるということだと、今後、このまま国保制度が維持できるのか疑問が生じます。制度改正の話はあるのでしょうか。

事務局 今回の標準税率改定にあたり、県の方針として応益割を高めを設定しており、方向性が変わるような動きはありません。このような所得の方は公費による支援が少ない状況にありますので、引き続き市長会等を通じて要望を上げてまいります。

委員 国民健康保険の都道府県化において、埼玉県自体は一体どのような位置付けになっているのかお示しいたきたい。

事務局 埼玉県は関東の中で先陣を切って保険税水準の統一を図ろうとしている動きが強いと認識しております。

なお、既に大阪府と奈良県は、府県内の保険税水準の統一がなされておりますが、埼玉県の水準見込より、やや高いものと認識しております。

委員 資料に、今後は市町村独自の施策を進めることができなくなると記載がありますが、今まで市が進めてきた施策について教えていただきたい。

事務局 市独自施策としましては生活困窮者の保険税減免制度があり、他市町村に比べて低所得者に対する保険税の減免対象世帯を拡大しておりましたが、今後は県の統一の基準となります。

委員 市の政策的なものであっても、今後は実施できないということでしょうか。

事務局 基本的に市の独自の政策をやるに当たっては、財源が全くございませんので、様々な施策を打っていくことは実質不可能であります。

令和8年度においては標準保険税率を県より課されたものより上に設定すること可能ですが、令和9年度以降は独自施策を行うために税率をあげることも厳しいものとなります。

会長 それでは、諮問1の国民健康保険の税率改定について、ご意見をいただきます。

提案は現時点で県の標準税率案が未発表であることなど不確定要素がある中で、令和8年度に向けた必要な条例改正や、議会への諸手続きを諮問するものであります。諮問は税率等の改正とするものの、これまでの諮問のように市から具体的に新たな税率

案が示されて、それをご審議いただくということではございません。

算出にあつては、県通知予定の令和8年度標準税率の仮算定を適用し、また、令和8年4月から施行予定の、子ども子育て支援金制度もあわせて反映したいとの提案であります。

改めてこれについて、ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

委員 子ども子育て支援金制度について、現段階で具体的な通知等はないということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 都道府県化に加わらず、市が単独で運営するという選択肢はあるのでしょうか。

事務局 現実的には一般会計に相当な負担を負わすこととなりますので、かなり苦しい状況と思います。

なお、埼玉県内の各市町村において、単独で運営するという考えは確認できておりません。

委員 賦課限度額について、法令改正に伴い令和7年度の賦課限度額を令和8年度施行ということでしたが、令和9年度の準統一後は、その年度の賦課限度額に合わせるのでしょうか。

事務局 現状は政令公布の後の条例改正となるため、1年後の改正となっておりますが、県と総務省が対策を含め調整が行われているところであり、見込みで条例改正ができる方法が提示された際は、政令と同額とすることができると考えております。

会長 続きまして、諮問2の国民健康保険税の算定方式につきまして、県の標準保険税率にあわせ、所得割、均等割の2方式とするものの提案であります。

ご質問ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

委員 資産割は、ようやく廃止になったと思っています。金融資産への課税はなく不動産だけ課税され、不平等で不公平と考えておりました。資産割の廃止は適切と考えます。

事務局 現段階4方式を採用している埼玉県内の市町は、8市町となっており、狭山市以外は、秩父市、本庄市、深谷市、蕨市、朝霞市、長瀬町、神川町であります。こちらも標準保険税率に合わせて、2方式にするという情報を得ております。

会長 次に、諮問3の国民健康保険税の改定時期について、ご意見ををお願いします。

委員 示されている税率案は目安の税率であり、次年度の予算編成においては、県の標準保険税率の動向を踏まえながら設定するということでよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にご質疑がないようですので、(1)狭山市健康保険税の税率等の改定について」の本日の審議は終了させていただきます。
本日皆様からいただいたご意見を事務局と取りまとめ、次回に最終的な意見をいただいた後に、諮問に対する答申を決定していきたいと思っております。

《議 題》

(2) その他

次回の開催日程について、事務局より説明

会長 以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 これで令和7年度第2回狭山市国民健康保険運営協議会を終了します。皆様、ご審議ありがとうございました。